

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（第2回）  
議事概要

- 1 開催日時 令和2年6月11日（木）18:08～18:29
- 2 場 所 合同庁舎8号館8階特別大会議室
- 3 出席者 議長 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）  
議長代理 内閣府男女共同参画局長  
構 成 員 警察庁刑事局長  
法務省大臣官房政策立案総括審議官  
法務省刑事局長  
文部科学省総合教育政策局長  
厚生労働省子ども家庭局長

4 議事概要

(1) 開会

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（案）について

(「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（案）について)

- ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について、案のとおり承認された。

(各構成員からの強化方針を踏まえた今後の取組に関する発言)

**【内閣府男女共同参画局長】**

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる体制の強化として、全国共通短縮番号の導入や無料化、SNS相談の通年化、全国どこからも24時間相談できるよう夜間休日コールセンターを設置するセンターの増設にも取り組んでまいりたい。
- ・ワンストップ支援センターが地域の被害者支援の中核として機能するよう、体制充実や連携強化を進めていきたい。また、監護者の精神的ケアも含めた医療費負担の軽減、多様な被害者に対応できるような調査研究などにも取り組む。
- ・地域の関係機関との連携強化では、関係省庁とも連携しながら、国レベルで議論した上で地方公共団体に方針を示すことが必要と考えている。
- ・啓発では、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」において、今年は「性暴力」をテーマに実施したいと考えており、入学、進学の時期である4月には、若年層の性暴力防止を強化する月間として広報啓発を強化していく。
- ・方針の取りまとめ省庁として、フォローアップも実施していく。

**【警察庁刑事局長】**

- ・性犯罪に関して被害の届出がなされた場合の即時受理をさらに徹底してい

くとともに、被害を受理する際の説明により、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、都道府県警察を指導していく。

- ・性犯罪被害相談の全国共通番号（#8103）について、更なる周知を図っていく。
- ・捜査段階における二次的被害を防止するための取組として、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪の捜査等に当たる性犯罪指定捜査員として女性警察官等を指定するほか、被害者の心情に十分配慮した対応を取ることができるよう、警察職員を対象とした研修の充実を図る。
- ・被害者支援の充実に関する取組として、被害者の緊急避妊等に要する経費について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、また、被害者が受診した際の診療料やカウンセリング料を公費で負担する制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導していく。

#### 【法務省刑事局長】

- ・法務省においては、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法の在り方について検討を行うため、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家を構成員とする「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催することとし、去る6月4日に第1回会合を開催した。
- ・同検討会では、刑事の実体法・手続法について法改正の要否・当否について検討を行うこととしているところ、第1回会合では委員の方々の間で、議論の進め方、改正法の施行状況に対する評価、本検討会で検討すべき論点などについて意見交換が行われたところであり、引き続き、幅広く意見を伺いながら、速やかにかつ丁寧に検討を進めてまいりたい。
- ・刑事手続の運用の在り方につき、例えば、被害者が子供や障害者である場合の事情聴取の在り方などについて指摘がなされているところであり、関係機関においては代表者聴取を含め適切な運用に努めているところであるが、より一層適切な運用の在り方を更に検討し、適切に対処していく。

#### 【法務省大臣官房政策立案総括審議官】

- ・性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実について、刑事施設や保護観察所において実施している専門的な処遇プログラムにつき、その更なる充実を図るため、既に外部の有識者も交えた「性犯罪者処遇プログラム検討会」を立ち上げており、今後、今般の効果検証の結果も踏まえ、速やかに検討結果を取りまとめ、より効果的なプログラムの実施に努めていく。
- ・刑事施設においては、地方公共団体が取り組む再犯防止施策への協力の一環として、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行っている。地

方公共団体による性犯罪者に対する再犯防止施策が実効的なものとなるよう、こうした情報提供が可能であることを周知し、支援や情報管理の体制等が整った地方公共団体から求めがあった場合には、必要な情報の提供を適切に行ってまいりたい。

- ・法務省においては、新たな再犯防止対策の検討に向けて、まずは諸外国で実施されているGPS方式による位置情報確認制度につき、その運用の現状や最新の技術的知見等について改めて幅広く調査等を行い、その後の検討に生かしていく。

#### 【文部科学省総合教育政策局長】

- ・教育指導の面では、子供たちに生命の尊さ、あるいは自分、他人それぞれを大事にするということ、相手が嫌がることをしないということ、被害者、加害者、傍観者いずれにもならないように教育することが重要であり、発達段階に応じて適切かつ効果的な指導の仕方を考えなければならない。また、保護者、家庭の理解を得ながら指導を進めていく必要があるとともに、学校に過重な負担をかけないような支援をしていくという姿勢も必要である。
- ・上記の実現に向け、できるだけ工夫した、分かりやすい、使いやすい教材や資料の作成、あるいは、関係職員向けの研修において、行政としてしっかり役割を果たしていかなければならないと考えている。
- ・相談体制に関しては、学級や部活の担任、顧問に加え、養護教諭あるいはスクールカウンセラーといった方々の役割も非常に重要である。学校以外でも児童相談所や警察、民生委員、児童委員など様々な方々と密に連絡を取り合うことが非常に重要である。
- ・本方針において触れられている、わいせつ等の行為を行った教員に対する厳正な対処や、それを含めて免許状の在り方や人事管理の在り方に関しても、より厳しい仕組みあるいは運用を考えていきたい。

#### 【厚生労働省子ども家庭局長】

- ・婦人保護事業の見直しについては、厚生労働省において、「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」を立ち上げて検討を重ねてきたところであり、昨年10月に中間まとめを行った。この中では、従来の売春防止法に基づく施策体系ではない、新たな法律的枠組み等について検討すべきという内容が提言されており、ここに向けての検討を加速していきたいと考えている。
- ・若年女性に対する支援に関し、厚生労働省では、若年被害女性等支援モデル事業を実施してきており、この事業においては、若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携をして、夜間の見回

- り、声掛けなどのいわゆるアウトリーチ支援や、安全・安心な居場所の提供、相談支援、自立支援などを行っている。これを、引き続きしっかり実施していくとともに、好事例の横展開なども図っていきたいと考えている。
- ・この資料からは離れるが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今年度第2次補正予算案において、相談支援を行う民間支援団体に対し、テレビ電話、SNS等による相談、感染予防のためのマスク等の購入、密を避けるための環境整備に必要な費用等を補助する事業を盛り込んでいるところであり、これも予算成立後、しっかりと執行していきたい。

(橋本大臣締め括り発言)

- ・本日、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめたところであるが、これは、政府として、性犯罪・性暴力の問題に強力に取り組んでいくための初めての政策パッケージであり、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、政府の取組を抜本的に強化していきたいと考えている。
- ・これまで、被害当事者、支援者、有識者の方、全国知事会など様々な方の声に耳を傾けて、意見交換を行ってきたほか、自民党と公明党からも政策提言をいただいたところである。
- ・本方針は、性暴力被害者や関係者の思いと声を正面から受け止めて、性暴力をなくしていくという政府の決意と具体的な取組の方針を示すものである。しかしながら、方針の決定は第一歩にすぎず、これからが実行であり、刑事法に関する検討、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実、被害申告や相談をしやすい環境の整備、切れ目ない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防が重要である。
- ・本方針で示したことを、スピード感を持って、関係者が力を結集して実効性のある取組を進めていただくよう、お願い申し上げます。そのために、まずは7月中を目途に各施策の具体的な工程を作成する。
- ・現場で浸透することも必要であることから、性暴力の根絶に取り組む現場の警察官や法曹関係者、被害者支援に当たるワンストップ支援センターや医療機関、児童相談所、婦人相談所、学校、教職員、さらには、福祉関係者など、関係者一人一人の理解と行動が必要である。どうすればこれらが実現できるか、この方針を踏まえ、それぞれの担当分野、現場でよく考えながら職務に当たっていただきたい。
- ・加害者への対応、被害者への支援も重要であるが、そもそも、性暴力の当事者とならないための教育・啓発が重要であり、生命の尊さ、自分や相手を尊重すること、性暴力の加害者や被害者、そして傍観者にならないことを学び、

性暴力はあってはならないという社会意識を高めていくことが大切である。

- ・集中強化期間の3年間においては、方針に基づき、性暴力のない社会、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組が進むように、そして、「性暴力をなくそう」、この思いを社会全体で共有していけるように、関係府省、関係者、国民の皆様の御理解と御協力を改めてお願いしたい。

### (3) 閉会